

○「岩手県警察情報追跡指定捜査員運用要綱」の制定について

平成29年12月22日
岩 刑 事 第 6 6 号
岩 警 務 第 5 5 号
岩 生 安 第 8 1 号
岩 交 通 第 5 6 号
岩 警 備 第 4 3 号
岩手県警察本部長

〔沿革〕 令和6年4月10日岩刑事第107号ほか改正

〔概要〕

現下の犯罪情勢に的確に対応し、将来に向け検挙力の維持・向上を図るためには、初動捜査の一層の高度化と客観証拠の収集が求められるところ、時間経過とともに滅失する防犯カメラ映像等を早期に確認・確保し、証拠化を図ることを目的として情報追跡指定捜査員を指定し、集中的に運用するなど犯罪の追跡可能性の拡充に資するため、「岩手県警察情報追跡指定捜査員運用要綱」を制定したもの。